

横浜市における障害者福祉業務の標準化
に係る情報提供依頼（RFI）

令和6年7月

横浜市 健康福祉局 障害施策推進課

目 次

1. 情報提供依頼の背景と目的	1
2. 情報提供依頼内容	1
3. 提供資料一覧	2
4. 情報提供要領	3
(1) 実施手順・スケジュール	3
(2) 情報提供依頼に関する質問方法	4
(3) 提出物について	4
(4) 提出方法	4
(5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング	4
5. 留意事項	4

1. 情報提供依頼の背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は、住民記録や税務など住民情報を扱う20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」）に移行することが求められています。20業務の1つである「障害者福祉」は、横浜市ではAIST包括フレームワークを用いてスクラッチで開発された「障害福祉システム」、「福祉保健システム」を利用しています。

横浜市の「障害者福祉」は、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月閣議決定）に記載の「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」に該当する見込みであるため、令和11年1月に標準仕様書に準拠するシステムへ移行することを目指して、現行システム調査や関連システムの検討、標準仕様との比較分析等を進めています。一方で、実現に向けては、目標とする時期までに、「障害者福祉」に対する標準準拠システム（以下、「障害者福祉システム」）が、情報システム開発事業者（以下、「事業者」）様から確実に提供される必要があります。本RFIは、各事業者様の障害者福祉システムの開発意思、横浜市に対する提供意思、製品内容及び標準化対応に向けた事業者様の考える課題感等について把握することを目的としています。

2. 情報提供依頼内容

以下の内容について、情報提供を依頼します。可能な範囲で御回答ください。

No.	情報提供依頼内容	内容・前提事項	様式
(1)	貴社パッケージシステムの横浜事業への適合性	横浜市事業について、貴社パッケージシステムでの適合性を御回答ください。 ① 標準業務範囲内事業の障害者福祉システムの適合性 ② 標準業務範囲外事業の障害者福祉システムの適合性	様式1
(2)	貴社パッケージシステムの製品内容	審査会機能やEUC機能、その他共通機能等について、貴社パッケージシステムの製品内容について御回答ください。 ①審査会機能について ②EUC機能について ③その他共通機能について ④総合台帳機能について ⑤汎用台帳機能について ⑥バッチ機能について ⑦全銀協フォーマットデータ出力機能について	様式2

(3)	貴社パッケージシステムの横浜市への導入意思	指定都市版標準準拠パッケージシステムの対応方針や横浜市への貴社パッケージシステムの導入意思について御回答ください。 ①指定都市版標準準拠パッケージシステムの対応方針 ②横浜市への指定都市版標準準拠パッケージシステムの提供意思について ③大規模政令市でのパッケージシステム導入実績について ④令和6年度以降のRFPについて ⑤貴社が想定する理想的なスケジュールについて	様式3
(4)	貴社パッケージシステムの確認事項一覧	貴社パッケージシステムの仕様について、確認事項をまとめています。確認事項について御回答ください。	様式4
(5)	貴社パッケージシステム機能・帳票要件対応可否	障害者福祉システム標準仕様書【第3.0版】の機能・帳票要件について、貴社パッケージシステムの今後の対応予定を御回答ください。	様式5
(6)	貴社パッケージシステム帳票詳細要件対応可否	障害者福祉システム標準仕様書【第3.0版】の帳票詳細要件について、貴社パッケージシステムの今後の対応予定を御回答ください。	様式6
(7)	横浜市独自帳票要件対応可否	横浜市で必要とする横浜市独自の帳票要件をまとめています。貴社パッケージシステムでの対応可否を御回答ください。	様式7
(8)	貴社パッケージシステム機能別連携対応可否	障害者福祉_機能別連携仕様【第2.3版】の機能別連携について、貴社パッケージシステムの今後の対応予定を御回答ください。	様式8
(9)	貴社パッケージシステム運用保守要件対応可否	横浜市で想定している障害者福祉システム導入後の運用保守要件をまとめています。貴社パッケージシステムでの対応可否を御回答ください。	様式9
(10)	貴社パッケージシステム導入に係る費用	障害者福祉システム導入に係る費用についての考え方、概算費用について御回答ください。	様式10

3. 提供資料一覧

RFI に関して本市から提供する資料は以下のとおりです。

資料名 (例)	説明
情報提供依頼書	本資料
【様式1】回答書 (横浜市事業の適合性確認)	貴社からの回答を御記入いただく書式 (横浜市事業への適合性に対する回答)

【様式2】回答書（製品内容確認）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （製品内容に対する回答）
【様式3】回答書（導入意思確認）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （導入意思に対する回答）
【様式4】回答書（確認事項一覧）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （仕様に関する確認事項に対する回答）
【様式5】回答書（機能・帳票要件対応可否）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （機能・帳票要件に対する対応可否回答）
【様式6】回答書（帳票詳細要件対応可否）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （帳票詳細要件に対する対応可否回答）
【様式7】回答書（横浜市独自帳票要件対応可否）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （横浜市が希望する独自帳票要件に対する対応可否回答）
【様式8】回答書（機能別連携対応可否）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （機能別連携に対する対応可否回答）
【様式9】回答書（運用保守要件対応可否）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （横浜市が想定する運用保守要件に対する対応可否回答）
【様式10】回答書（製品導入に係る費用） 【様式10-2】回答書（指定都市版標準システム導入費用見積り）	貴社からの回答を御記入いただく書式 （製品導入に係る費用に対する回答）
【様式11】質問票	貴社から質問がある場合に御記入いただく書式

4. 情報提供要領

(1) 実施手順・スケジュール

ア 情報提供依頼への参加表明

令和6年8月5日（月）17:00まで

※本文書の最後に示すお問合せ先に電子メールで御連絡ください。様式等の指定はありません。

イ 情報提供依頼に関する質問事項の受付期間

令和6年8月13日（火）17:00まで

ウ 情報提供依頼回答書の提出期限

令和6年8月27日（火）17:00まで

(2) 情報提供依頼に関する質問方法

不明点等の質問事項は、様式 11「質問票」に記入し、本文書の最後に示すお問合せ先に電子メールで送付してください。

来庁又はお電話による質問に対してはお答えできかねますので、御了承ください。

情報提供基準の均質化を図る観点から、各社からいただいた質問事項とその回答については、集約した上で情報提供依頼に参加している各社御担当者様宛にメールでお送りします。

(3) 提出物について

ア 様式について

情報提供依頼回答書は、様式 1～10 に記入の上、御提出ください。様式 1～10 に書ききれない場合や図表を用いた提案を提出いただける場合は、任意の様式でも結構です。その場合は、電子データは、Word2016、Excel2016、PowerPoint2016、Acrobat Reader のいずれかで開くことのできる形式で作成してください。

イ 注意事項

用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ説明できない場合には、注釈をつけてください。貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

(4) 提出方法

情報提供依頼回答書は、期日までに本文書の最後に示すお問合せ先のメールアドレス宛てに提出をお願いします。

(5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出していただいた情報提供依頼回答書及び提供資料につきましては、本市職員及び本業務に関する支援業務の受託事業者にて点検させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただく場合がございますので、御協力の程よろしくをお願いします。

5. 留意事項

- ・ 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。
- ・ 今回の依頼に関して発生する費用は、情報提供者にて負担してください。
- ・ 提出された情報は、地方公共団体情報システム標準化対応において、横浜市庁内の調整や国等への状況報告・課題報告のための説明資料に一部利用させていただく場合があります。
- ・ 本 RFI に伴って配布している資料は取り扱いに十分に留意し、本 RFI に関する作業以外には使用しないこととします。
- ・ 提出された資料は返却しません。

《お問合せ先》

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市 健康福祉局 障害施策推進課

電話 045-671-3601

電子メール kf-syosystem@city.yokohama.lg.jp